

豚コレラ2例目の農場において飼養衛生管理基準の遵守不備が確認されました！

今般、豚コレラ2例目が確認された農場の現地調査で、飼養衛生管理基準が遵守されていないと考えられる事実が確認されました。

つきましては、これまでも飼養衛生管理基準の遵守についてお知らせしてきましたが、特に、今回の調査で遵守されていなかったことが指摘されている下記項目（特に☆の項目）について、改めて確認・遵守をお願いします。

1. 野生動物からの侵入防止
衛生管理区域への野生いのしし等の野生動物の侵入を防止する。
2. 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒
衛生管理区域以外で使用していた器具や重機は、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用する。
3. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用
衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用する。
4. 適正な衛生管理区域の設定
畜舎の他に飼料給与、清掃、豚の出荷及び死亡豚の管理等の一連の作業に関する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とする。
5. 教育訓練等
畜舎内での飼養管理を行うものは出来るだけ限定し、消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行う

※ 毎日必ず家畜の健康を観察し、発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎が複数の豚で認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください！

滋賀県家畜保健衛生所

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

北西部支所

◇ 高島市今津町弘川249-1

◇ TEL:0740-22-2145

◇ FAX:0740-22-6681

◇ 緊急携帯:080-6176-8052